

方言の表現とその教育

——山梨県域方言に見られる命令表現の修辞方言学的分析を通して——

江 端 義 夫

はじめに

日本語に、うるおいが少なくなってきた。実体の希薄なことが好まれるのか。数少ない語彙を感性的に繋げて話され、書かれる。これでいいのだろうか。よいはずがない。

それではと、漢語に頼り、外来語に期待した安易さが、いかに国語をいびつなものにしてきたことか。それを、多くの人々が知ってもいる。

どうしたら、日本語の表現を生きのよい姿に戻せるか。豊かで伸展力のある日本語に育てようとするれば、少なくとも、方言の世界を真摯に見つめるのがよい。そこには、古典語の綾を生かし、野卑な言い方をも小気味よく包みこんだ豊饒の海がある。その海には、均質化に向かう現代日本語が失いかけた、創造性や活気が見える。

そこで、本稿では、方言の創造性や活力に注目しつつ、山梨県地方の方言に見られる命令表現について、修辞方言学的な考察を試みてみたいと思う。

以下に、方言の表現の一つ、「命令表現」を分析し、多様な場席で適切に使用されることばのしなやかさを記述し、豊かな表現力の育成をめざす国語教育の方向を明らかにしたい。

一、命令表現をめぐって

毎日の言語生活には、ことばを通して、人と人との関わり合う行為が基本にある。その言語行為に、発話者の表現意図が託される。聞き手は、伝達行為の約束事を了解の上で、発話者の意図を聞きとろうと努める。こうして、会話がとり行われる。

会話が注釈なしで進行するためには、発話者と相手との間に、必要十分な知識の蓄積があるだろう。これが、社会的所産と言われるところの言語の体系的側面である。ソーシャルの用語では、それがラングと称される。ラングは社会的習慣の形成物として、個人の外にあり、同時に個人を拘束するものである。ある特定の個人は、幾つもの社会集団の複合網（ネットワーク）を操りながら生業を立てる。所屬するネットワークが広げれば広いほど、複雑であればある

ほど、彼は社会的地位が高く、しかも幾つもの文体差を持った方言（言語）が駆使できることになる。ここに言う社会的文体差が、ひとときわ問題とされなくてはならないものである。

そこで、たとえば発話者が、ことばによって相手を行為させようとしたとする。はかない言の葉が、エネルギーを負って人をも動かすのだから、技巧や仕掛けがからむ。また、情味と理性を持つ人間個体に、場席に適切な行動をさせなければならない。ぬきさしならない生活場面で、どのように表現が成立しうるかは、大いに興味を持たれる。意味（発話者の意図）と形式とは、永遠の問いである。

(一) 表現意図としての「命令」

大石初太郎氏は「話しことばの文型(1)——対話資料による研究——」（昭和三十五年）の「研究の概要」で、表現意図を次のように解説しておられる。

表現意図とは、言語主体が文全体にこめるところの、いわゆる命令・質問・叙述・応答などの内容のことである。表現意図に、臨時的表現意図と一般的表現意図とを認めることができる。ここに取り上げる表現意図は、一般的表現意図、すなわち、ことばの形式との対応が社会的習慣として認められるものである。

(4頁)

表現意図は、社会的習慣として、特徴的形式によって表されるはずだ、と仮定されている。その前提に立って、「相手に対して求めるところのある表現意図」が「要求表現」とされ、それが以下のように

に下位分類されている。

要求表現

質問的表現

肯否要求
選述要求

命令的表現

消極的行為要求の表現
積極的行為要求の表現

右の要求表現の中に、「命令的表現」が見える。命令的表現を二分して、消極的か積極的かとするのなどは、柔軟な見分けかたである。曖昧のようなものが、よく考えられてもいる。

右の仕事は大石初太郎氏を中心に、飯豊毅一氏、宮地裕氏、吉沢典男氏らの共同研究によってなされたものである。彼らがこの仕事で使用した資料では、ある明瞭な意識の下に、方言などが次の記述のように、除外されている。

われわれのとらえようとする文型は、文型体系に属するものであって、それは現実の発話の資料からそのまま導き出されるものではない。文法の研究においてとらえられるべきものは、社会の共通的な言語意識だといっている。現実の発話は、もちろん、言語意識に基づいて実現されるものであるが、そこに、種々の事情に由来するゆれやずれも少なくない。まず、特殊な場合、個人的なくせとしてのかたよりもありうる。すなわち、非共通的な個人の言語意識というものがありうる。これは捨てられなければならない。次に、種々の条件による臨時的な誤発・混線・不足・重複等の、ことばの不整がある。それらは、大体、言語意識からずれて出たもので、文型からははずれたものとされなければならない。また、共通語の文型を求める立場から

は方言や各種の集團語や幼児語などの中にある、特殊な構造も
えり分けられなければならない。われわれが発話資料を文型研
究のために使うのは、それに、共通的な言語意識の反映を期待
するからにはかならない。したがって、資料の上に、上記のよ
うな取捨選別が当然必要となる。取捨選別は、共通的な言語意
識に照らしてなされる。(同上書、21頁。)

すなわち、共通語の文型を求める立場から、言語資料に共通的な言
語意識の反映を期待しているのである。ここでは、言語の生きて浮
動する層の資料、曖昧模糊としつつも地方色の濃厚な資料は除かれ
ている。

今日まで、未だ、方言についての、まとまった話型論や文型論は
著わされていないのが現状である。少なくとも、いわゆる修辞方言
学的観点に基づいて、方言の表現面を特徴形式との関係で体系的に
とらえた仕事は、管見に触れ得ていない。方言の純粹な姿が消えて
ゆこうとしている現在、かかる仕事は急がねなくてはならないし、
資料の収集が計画的に行われなければならないだろう。

(一)モチーフとしての「命令」

表現意図は、発話者が相手に対して何かを告知し、相手に行為さ
せようとして、心内に抱いた感情である。特定化していない包括
的な状態をとらえた呼称である。

ところが、方言生活の具体的な場面に行われる表現について見る
とき、そんな呑気なことは言っておられないのである。場面に直結
した即妙の言いかたが、表現の基本となる。「取れ!」「行く?」

・「いやだー」等の判断行動が、生活行動と結びつく。表現が生活
上の行動と繋がっているので、表現意図のように、ことは次元の
「表現」では済まされないわけである。

そこで、方言社会の言語意識に照らして、文型帰納をめざすべき
仕事には、別の呼称が必要だ、ということになる。筆者は、それを
修辞方言学と見なしている。その体系を、私説修辞方言学とし
て、述べたことがある。「修辞方言学新考——沈黙表現の習俗的記
号性」『方言研究年報』第二十八卷、一九八五年十二月。表現意図
は、表現修辞法における主題論の課題である。修辞方言学の中では、
それはスピーチの主題を論じる箇所と問題とされる。それらは、次
の關係表で示される。

話辞法

- (1) 様式論 a モチーフ (信仰 / 不思議 / 滑稽 / 命令 / 依頼
/ 願望 / ……)
- (2) 主題論 b 話題 (逸話 / 自慢話 : ……)
- (3) 環境論 (場面論)
- (4) 話者論
- (5) 生活時間論
- (6) 話辞機能変容論
- (7) 技法論

右の体系は、話辞法の内部組織である。話辞法は表現修辞法の中の一
つとされる。そして表現修辞法は、音修辞法および思惟修辞法と
張り合って、統一体としての修辞方言学を構成する。

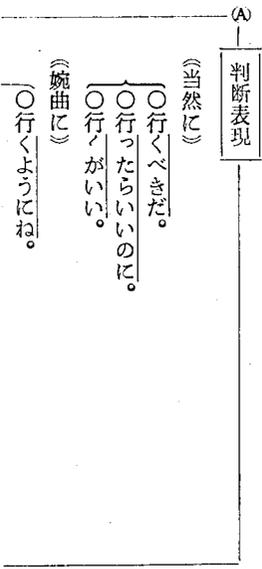
ここで注目したいのは、「命令」が、方言生活上では主題論の有

効な小テーマである、ということである。より正確に言えば、主題論の中の「モチーフ」の論の小課題であると規定される。即ち、話者が、信仰や滑稽のモチーフから発話するのはちがってはいるものの、それと同じ主題の次元で、「命令」のモチーフを行うものと考えられる。

では、「命令」のモチーフは、どのような特徴形式を見せて、社会習慣となって実現されているかを、次に考えてみたい。

(B)モチーフとしての「命令」の構造

話しことばと書きことばとのちがいを越えて、命令表現と言われる「命令」のモチーフに、どのように特徴的な言語形式が見られるだろうか。いわば「命令表現の世界」とでも言えるものを帰納してみたい。これは共通語を内省して、「命令」の構造を、言語形式によって描く作業である。外枠によって囲まれた全体が、命令表現と言えるものである。



(B)

願望表現

- 行くこと!
 - 行く!!
 - 行った、行った!
 - 解散!
- 《希求して》
- 行ってちょうだい。
 - 行ってもらいたい。
 - 行ってほしい。
- 《使役にして》
- お行かせ願います。

(A)(B)(C)(D)(E)の逆で》

- 行くな。
- 行つてはだめだ。
- 行かないほうがいい。
- 行かないがいい。
- 行かない、行かない!
- 行かないこと!
- 行くことを禁する!
- 行かないでくれ!
- 行かないでください。
- 行かないように!
- 行かないで!
- 行かないでもらいたい。

(C) 禁止表現

《願望して》

○行かないでほしい。

○行かないようにしてほしい。

《勧誘して》

○行かないようにしましょう。

《反語的に》

○どうして行くんだ。

○行くのか。

○行くことがあろうか。

○行くんだって！

《高圧的に》

○行ってはいけないじゃないか。

○外出禁止！

○でたらめを言う！

疑問表現

《反語的に》

○行かないか？

○行かないのか？

○行ってくれませんか？

○行っていただけませんか？

依頼表現

《敬語で》

○行ってくれ。

○行ってください。

○行きなさい。

○お行きなさい。

○お行き。

○行かせてもらいます。

勧誘表現

《促して》

○行こうよ。

○行くとうしようか。

○行ったらどうだ。

○行ったら？

命令表現

《単直に》

○行け！

このように、モチーフとしての「命令」の内実は、「判断表現」・「願望表現」・「疑問表現」・「依頼表現」・「勧誘表現」・「命令表現」・「禁止表現」の七つを包む構造体である。簡単に「命令」と言っても、中味は単純ではないのである。

さて、モチーフとしての「命令」の構造は、共通語におけるモデル、いわば辞書的モデルだが、それは、すでに考察した。では、方言においてそれがどのようなものであるかについて、次に考えてみたいと

思う。山梨県地方の方言に例をとって、考察を試みる。

二、山梨県地方の方言に見られる命令表現

一九七三年から一九七六年までの三箇年間に、山梨県地方域を、筆者ひとりの臨地調査で採録した方言資料がある。以下の記述を、それに基づいて行う。

先述の共通語に見られた「命令」の構造では、使用頻度などの立体的側面については、不問であった。が、方言では、よく使われる順に記述してゆくのが穩当であろう。

さて、書きことばでは、単直な形式の命令表現は避けられがちである。しかし、方言の生活では、動詞の命令形を、はっきりと形に表して使うことも多い。したがって、命令表現の世界に、明瞭な命令の特徴形式が見られるのが、注目される。

(一)「命令」の特徴形式による命令表現

たとえば、動詞の命令形に、終助詞「シ」の添加したものが、特に耳立。

1、「〜シ」(㊦傍線部は、アクセントの高音部位を示す。)

○ ike ji: 行きなさい。東山梨郡春日井町、一九七三。

○ ike ji: 行きなさい。(目下に言う。)上品。北巨摩郡大泉村、一九七三。

○ hajaku ikes ji: 早く行きなさい。(老女↓筆者) ていねい。同上。

○ phunda: ikes ji: では、行きなさいよ。東山梨郡牧丘町

窪平、一九七六。

○ ike ji: ta: 行きなさいてば。(やや下品) 北巨摩郡大泉村、一九七三。

「行け」(命令形)の赤裸々な言い方に、「シ」を付けると、優しさが生まれる。女も男も、これを好んで使用する。

○ kusurija sokoni aru ra: nome ji: 葉がそこにあるでしよう。飲みなさい。東山梨郡牧丘町窪平、一九七六。

○ isoida tobe ji: 急いで走って行きなさい。同上。「トブ」は「走る」の意ださうだ。おもしろい。

○ kio tsukero ji: 気をつけなさいね。同上。

共通語の語感では、これらに、ぶっきらぼうで粗野な印象を抱かれるかもしれないが、決して、そうではない。「〜シ」は優しみを含んだ丁寧語として機能しているのである。

孫とか他人とかへも、「シ」は使用できる。

○ ite ko: ji: 行って来なさいよ。東山梨郡春日井町、一九七三。

○ matero ji: 待てなさいね。同上。

○ okiro ji: 起きなさいね。西八代郡大門町、一九七六。

あるに、初対面の来客に対しても、

○ omanto: kenkimu: jiro ji: あなたも、(一)所懸命、方言のよつに「シ」が用いられるし、(二)研究をしないね。(老女↓筆者) 同上。

○ agare ji: 座敷へ上がりなさい。北巨摩郡小淵沢町、一九七三。

のように、家へ上がるように勧められ、ついには、

○ tabere ji 食くなやらう。同上。

のように、もてなしを受けることになる。敬語の助動詞の助けを借りずに、命令形に「シ」を付加するだけで、済ますのである。敬意の振幅は狭い。山梨県域での「タベレシ」に相当する言いかたが、長野県佐久地方では「kuwajare」であるという。山梨県地方では、終助詞「シ」が動詞の命令形に添加するという原初的な用法であるのに対して、佐久地方その他では、敬語法の助動詞が使用されていくところに、著しいちがいがある。

2、 「動詞の命令形」+「ヤ」

○ itsudemo kos sejo いじでもお出でならいえ。(老女→老男)
あんま機を借用に來た隣人への丁寧な返言。南巨摩郡南部町内船、一九七六。

○ itsudemo tios sejo いじでもくださいね。同上。

この言いかたが、南部町内船あたりだけなのかどうかは、分からない。丁寧なもの言いとされている。

3、 「動詞の命令形」+「ヤレ」

○ ike jare 行けよ。北巨摩郡小沢沢町、一九七三。

○ so: jiro jare やろしなやらなよ。同上。

土地人同士の会話には聞かれるが、「ヤレ」は、客人に対しては使用されにくい。

4、 「動詞の命令形だけ」

○ honemate tabero 骨まで食べろ。南都留郡河口湖町大石、

一九七六。

○ sonofjira oiioke やのまぎ置いておけ。北巨摩郡高根町、

一九七三。

○ hande buriare 度々、うち捨てろ、東山梨郡牧丘町窪平、一九七六。

「そのまま」を「ソノイチラ」と言い、「度々」を「ハンデ」と言うのは、いかにも地方弁らしくて興味ぶかい。

5、 「動詞の命令形」+「ヨ」

○ honepote tabero jo 骨ごと食べろ、南都留郡道志村田代、一九七六。

○ honeo kio tsukete tabero jofjui: tokimo aru 骨を氣をつけて食べろよと言うときもある。同上。

これら二例は、共通語と同じ形式の命令表現である。

さて、「命令」の特徴形式による命令表現に次いで多いのが、「依頼」の特徴形式をとった命令表現である。

(一) 「依頼」の特徴形式による命令表現

1、 「動詞の連用形」+「ナッテ」

○ oannate お食べなさい。北巨摩郡高根町五町田、一九七三。

○ owannate おあがりなさい。北巨摩郡大泉村、一九七三。

人に食事を勧めるときの言いかたである。夕方の挨拶では、

○ sa: ojinnamate さあ、おしまいなさい。北巨摩郡高根町五町田、一九七三。

のようであり、「ナッテ」は外交性の強い敬語である。「ナシテ」が「ナッテ」に代わって使われることもある(大泉村)。

2、 「〜してクンネー」

○ kandʒo: jite kumne: 勘定をしてください。北巨摩郡大泉村、一九七三。

○ i: hanafjo kikinagara jattokumne: いい話を聞きながら、飲食してください。同上。

3. 「〜」でクダサイ」

○ dʒa: makajioite kudasar: じゃ、まかせておいてください。北巨摩郡長坂町、一九七三。

言語形式もその機能も、共通語のと殆んど同じだと考えてよい。

4. 「〜」でクレ」

○ oi atokara oja notte kite kure: おい、後からお茶を持って来てくれ。北都留郡上野原町机原、一九七六。

同等以下へのもの言いには、この言いかたが見出される。

5. 「〜」でクリヨ」

これは「クレ」と「ヨ」との熟合形である。

○ kaji dajioite kurjo: 鍵を出しておいでくれ。(中女↓首女南都留郡河口湖町大石、一九七六。

この言いかたは、同等以下への表現に、多く聞かれる。

6. 「動詞の命令形」+「シェ」

○ dejini ikejje: jo: 道中へ無事で行きなさいね。(老女↓筆者) 西八代郡下部町上之平、一九七八。

特異な言いかたとして、注目される。

以上が、「依頼」の特徴形式をとった、広義の命令表現に関する概述である。次には、禁止表現の特徴形式をとった、広義の命令表現について考えたい。

(三)「禁止」の特徴形式による命令表現

山梨県地方域の方言で、最も注目されるものの一つに、禁止の「チョシ」がある。

1. 「動詞の連用形」+「チョシ」

○ anta ano utjje jottjo si: あなた、あの家へ立ち寄っては行けないよ。南巨摩郡南部町内船、一九七六。

○ ʒito: si: するなよ。西八代郡市川大門町、一九七六。

「チョシ」についての数え歌ができてはいるほどに、これは盛んで、愛用されている。「チョシ」の「シ」を除いて「チョ」になったものも多い。

○ hadajide arui tjo: detjo: 素足で歩いてはいけないよ。出るなよ。(中男の教示) 北巨摩郡大泉村、一九七三。

2. 「〜」で(は)ダメダ」

○ deko: kate kifja: dameda jo: たくさん買ってきては、だめだよ。(子やもくのたしなめことば) 南都留郡道志村田代、一九七六。

量の歴大なことをも、「デコー」と言うのがおもしろい。「ダメ」(駄目)は、「チョシ」の隆盛に圧倒されて、少ない。

3. 「〜」ではイケン」

○ sonna koto jifja: iken jo: そんなことをしては、いけないよ。西八代郡市川大門町、一九七六。

「イケン」はあまり聞かれない。

4. 「〜」ではイカン」

○ jite ikandʒa ne: ka: 〜してはいけないじゃないか。東

山梨郡牧丘町窪平、一九七六。

「イカン」もあるが、これは「イケン」よりもさらに少ない。

5、極端な表現

○ *detarumena kotobaka kokijaruru*. ぶたらめなことばかりを言うな！ 東八梨郡牧丘町窪平、一九七六。

事実を苦々しく指摘することによって、それを禁止する言いかたである。

さて、次には、疑問表現の形をとって命令表現を仕立てているものを考えよう。

④「疑問」の特徴形式による命令表現

1、「～しないか」

○ *atiji: ikau ke*. あっちへ行こうよ。東山梨郡牧丘町窪平、一九七六。

2、「～してくれるか」

○ *hottaan nju:go:ken isimai jatte kureru ke*: 堀田さん、入場券を一枚売ってくださいよ。甲府市北口、一九七六。

疑問表現の形をとりながら、実際は、次の勧誘表現に包含されるものが多い。

(B)「勧誘」の特徴形式による命令表現

1、「～しよつ」

○ *e:ho: no tokoni iko: jo:* 英坊えいぼうの所へ行こうよ。(少男→同) 南都留郡道志村田代、一九七六。

2、「動詞」+「ベー」

○ *jame: igube: jo:*. 山へ行こうよ。同上。

○ 郡内の *be:be: kotobaga jandaraha karita cakurjo: ka: esube:*. “郡内の「ベー」ことば」が止んだならば、「借りた百両を返しましょう。都留市上谷、一九七六。

こんな諺があるほどに、「郡内」では、「ベー」ことばが盛んである。

3、「言(ことば)」の提示

○ *jottet: ta: kerini*. 立ち寄っていつかはどっか帰りに。(中女→老女) 南巨摩郡早川町、一九七三。

これらの言いかたは、命令表現の中で、一群の特色あるまとまりを見せていよう。

以上のように、山梨県下の命令表現には、様々な特徴形式が見られ、方言色の豊かな情況が察知された。特徴的な言語形式に収斂しがちでもあった。そうでありながらも、また、多様な様相も見せている。あるいは、直接的な動詞の命令形に終助詞の「シ」を付すだけの命令表現が頻用される風土でもある。共通語でならば、婉曲に傾斜しがちであろうか。

山梨県地方の命令表現の世界は、独特のものとして、共通語とは異なっていて鮮やかである。モチーフとしての「命令」が、純粹に表出されてもいる。依頼や勧誘に助けられつつも、命令の外形が凛然としているのである。他方、禁止の「～しよ(シ)」が特色のあるものとして際立つ。言うまでもなく、これは、古語法「な(そ)」（禁止）の残存である。歴史的現実には甘んじながら、地域的な意志が働いて、取捨選択がなされ、山梨県地方域なりの、命令表現の風情を

見せているのである。

三、豊かな表現力の育成を旨として

1、文法から修辭へ

文法は、文中の語と語との緊密な支配の關係を、体系的に問題とするから、表現法とは次元が異なるものである。文は、仮りに文構造と文表現とに分けることができよう。ところで、文構造の論は文法と言ってもよいが、文表現の論は、はたして「文法」の枠に入らぬか。もちろん、文法と表現法とは不即不離の關係にあることは否めない。文表現の論をはじめとして、個人または社会的集团的意志の発動によって生成された表現事實は、修辭の次元で考察してゆくことが望ましいと思う。

2、科学と文学との間

先に見たような「命令のモチーフは、狹義の文法の仕事というよりは、修辭方言学の仕事である。会話の主題を論理化する作業が、この項での主要な課題である。

一見、科学的であるが、追試が必ずしも容易ではない。どちらかといえば、文学に近いかもしれない。しかし、言語事實に基づく婦納作業は、虚構のそれではない。それゆえ、スピーチの主題論などは、科学と文学との間に存在するものと考えられる。

3、共通語化または標準語化

方言は、文化の発展や都市化などの社会的事情の変容に伴って、

急速に、なくなってきた。世代ごとに、方言保有量の激しい減少が見られよう。特に、若年層へ向かうに従って目立つのが、共通語化または標準語化の現象である。方言は亡くなりほしくないが、生活様式の均一化につれても、古いことばを使う場が少なくなってきたことは確かだ。その事実の悲劇を、しっかりと自覚すべきである。

4、反共通語化、または反標準語化

便利なものが最もよいものである、とは言えない。広く行われているものが、よいものであるとは限らない。標準語（共通語）は、保守的で、規範的である。論理的で明晰だが、情緒性に欠ける。縦社会には適用し易いが、平等社会には慣じみにくいことばである。

方言を見なおそう。世界人の言語生活を、修辭方言学の見地で解釈し直すことが必要だと思ふ。地域住民の創造的表現は、よそことばでない自己の方言が尊重されることによって初めて、自由な想像力をとりこむことができる。

地域に、自由無礙で、規範にとられない野趣が大事だと自覚させたものである。方言は、卑しむべきものではない。方言の清新な生命を尊び、同一化に抵抗してゆきたいものである。

5、集团的作者

方言は、たいいてい、作者が不明である。共同社会の方言であれば、それはすでに、集団の賛成を得て共通感覚に立つものである。したがって、社会心理学的見地で方言を分析することに、一定の意味がある。方言に、集団の精神風土が見えてくるであろう。

6、社会の多層化構造の把握

方言には、地理的な側面と社会階層的な側面とがある。それらの絡み合った立体的複合性の中で、個々人の言語生活が行われている。この、いわゆる多層化構造を余儀なくされている個体の方言生活を、自覚的で独創的なものにしなければならない。

7、言語史的調整を経る

方言は独創的であるように見えて、実際は、文化地理学の法則通りに、文化の高い方から低い方へと伝播の理に従って動いているにすぎない場合が多い。これでは、かなしい。賢明な方言使用者になるためには、確かな歴史観に立って、言語史の正統を見究めつつ、有用な語を創造して、豊かな言語生活を築いてゆかなければなるまい。

8、日本語表現力を豊かで个性的なものにするため

共通語における命令表現の世界は、百科全書ふうに多様であり、無機質であった。それに対して、方言における命令表現の世界では、限定され選択された言語事象が、好んで使われてきた。個性とは、後者のようなものを言うのであろう。

日本語の表現力を豊かにするために、私どもは、共通語の表現に方言の個性を継ぎ足して活力のある表現生活をつくってゆきたいものである。

教育の現場は言うまでもないが、あらゆる生活の場を利用して、表現の発想をみがいてゆかなくてはならない。これは、全生活をか

けた発想法教育である。

おわりに

山梨県中巨摩郡芦安村で聞いたことばに、

○ミンナ オイツキダヨ。村の衆は皆、土地っ子だよ。(老女
↓筆者) 一九七六。

○アヲポク ラクヨーニ ユー。上の部落の衆は、ことば遣いを荒っぽく簡略に言う。(中女↓筆者) 一九七六。

ということがある。「オイツキ」「ラクヨーニ」は、日常の大和ことばを生かした、分かりやすい造語法をとっている。「土地っ子」「簡略に」よりも、「オイツキ」「ラクヨーニ」のほうが、語性の点でも勝れている。

方言の感性に学ぶことが大事だと思ふ。日本語の表現力を個人的で豊かなものにするために、修辞方言学的観点で表現の分析を行い、方言の創造的感性をつかみ、すすんで、積極的な言語生活を築いてゆけるようにしたいものである。

国語教育上では、教科書の文章の無機質さから脱して、つねに、受容者である側の生徒や子供の一人一人の発想法にもとづく言語表現を伸ばしてやる方向への配慮が必要である。方言話者である国民一人一人のことばを育てるのが責務であらう。

方言の研究は、学問のための学問ではない。それは、究極的に生存追求の学であり、言語教育の学であり、人間科学なのである。

(本学部助教授)

(一九八六年一月五日)

△参考文献▽

- 1 国立国語研究所「話しことばの文型(1)——対話資料による研究——」(一九六二年)
- 2 同上「話しことばの文型(2)——独話資料による研究——」(一九六三年)
- 3 国語学会『国語学大辞典』(一九八〇年)
- 4 稲垣正幸・清水茂夫「山梨県の方言」(『講座方言学6——中部地方の方言——』一九八三年)
- 5 江端義夫「方言修辭学に向けて」(『国文学攷』第百号、一九八三年)
- 6 同上「公語方言学考——福山市春日町吉田の方言会話について——」(『広島民俗論集』一九八四年)
- 7 同上「修辭方言学新考——沈黙表現の習俗的記号性」(『方言研究年報』第28卷、一九八五年)